

「パートナーシップ構築宣言」に登録しませんか？

パートナーシップ構築宣言とは？

企業が「発注者」側の立場から取引方針を宣言する取組みです

以下の内容について宣言します

- ① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- ② 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行
(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)の遵守

宣言に関するQ&A

宣言による
メリットは？



- 国や県の取組みの一部で**優遇措置**が受けられます
- 宣言内容の実践で**SDGsも達成可能**です
- 企業の取組みを広くPR**できます

大きな負担が
生じないか不安...



- 宣言によって生じる**義務はありません**
- 宣言したことによる**強制的な調査**や
宣言に違反した場合の**罰則は有りません**

小規模事業者や
下請事業者
だから関係ない？



- 業種・規模を問わず**に宣言できます
- 自社のITシステム構築委託、清掃委託等
あらゆる取引行為を行う事業者に、
「発注者」側の立場として取引先との望ましい
取引関係を築いていくことを意図しています

福岡県では、円滑な価格転嫁や取引適正化、賃上げに向けた環境整備を進めています
(パートナーシップ構築宣言のメリットや登録方法をまとめて掲載)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakakutennka.html>

スマートフォンからのアクセスはこちら

お問い合わせ先 福岡県商工部中小企業振興課経営支援係 TEL 092-643-3425



宣言企業への優遇措置

1. 国や県の補助金で加点・優遇措置を実施



2. 賃上げ促進税制適用の要件

資本金10億円以上かつ従業員数が1000人以上の企業が税制適用を受ける条件の一つ

3. SDGs を達成できる

宣言内容の実践は、多くの企業が取り組む SDGs の目標達成につながる

4. 企業の取組みを広く周知できる

ポータルサイト登録企業リストに宣言内容を公表
名刺などにロゴマークを使用でき、取組みをPR可能



宣言の登録方法

パートナーシップ構築宣言の登録は、ポータルサイトから行えます

登録までの3ステップ

1. ひな形をポータルサイトからダウンロードして 宣言文を作成

2. 企業名や業種等 必須項目を入力

3. PDF形式で 宣言文をポータルサイト上にアップロード

→登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

取組みの詳しい内容やその他の優遇措置も確認できます

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

スマートフォンからのアクセスはこちら

